

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準(案) 概要版①

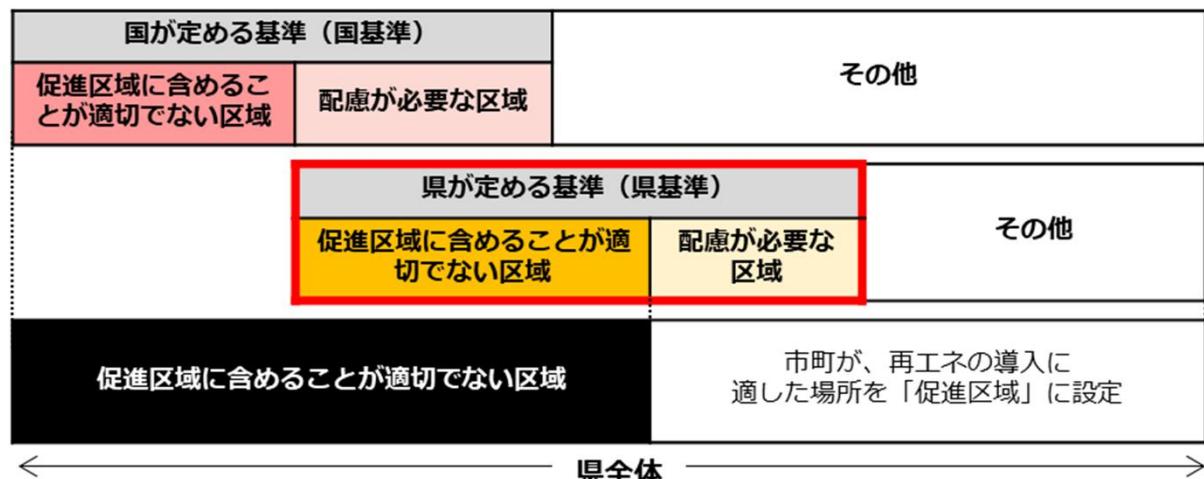
【資料 3】

(凡例) ・環境審議会・気候変動部会・パブリック・コメントを踏まえた修正：赤字、・第3回気候変動部会後の修正：太字（下線付き）、・市町の条例・規則等との関係性を整理した結果を踏まえた修正：黄色マーカー

■促進区域の制度概要及び県基準策定の趣旨は以下のとおりです。

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域を豊かにしうるものとなる一方で、その導入に当たっては、景観への影響・自然環境への影響・生活環境への影響・災害等といった様々な懸念や問題が生じていることを踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全等が必要となっています。
- このような背景の下、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）を改正し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。）」を推進する制度を創設しました。
- この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）、促進区域において整備する施設（地域脱炭素化促進施設）の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などを定めるよう努めることとされ、促進区域の設定にあたっては、環境保全に係る国・県の基準に基づくこととされています。
- 本県としては、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的社会的条件に適した基準（以下「県基準」という。）を定めます。

図1 県基準のイメージ図



～補足：促進区域の設定から促進事業の実施まで～

- ・市町と地域協議会（住民、有識者等）が、事業者が実施すべき地域に役立つ取組等について合意形成し、市町が促進区域を設定する。
(例) 再エネ電気を地域内に安価に提供
災害用電源として再エネ電気を提供
- ・事業者が、合意形成された内容に即して促進事業を計画し、市町に申請する。
- ・市町が、地域協議会の同意を得た上で、計画を認定する。
- ・事業者が、法令手続きを経た上で、促進事業を実施する。
※窓口ワンストップ化等の優遇措置あり

→促進区域は、環境に配慮して検討され、あらかじめ合意形成された、再生可能エネルギー事業の実施に適した場所となり、立地を誘導し、環境破壊を回避する効果が期待されます。

■ 県基準（案）の概要は以下のとおりです。

● 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光発電施設、風力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、バイオマス発電施設

※既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや環境配慮事項を適用しません。国の基準のみが適用されます。

● 区域分け

「促進区域に含めてはいけない区域」と「慎重な検討を要する区域」を定めるものです。太陽光発電施設・バイオマス発電施設の区域分けは右図のとおりとし、風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設は国の区域分けが適用されるものとします。

※農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分けの基準(甲種農地を除く)を適用しません。

また、市町の条例及び規則により再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域が定められている場合、当該区域については「促進区域に含めてはいけない区域」を適用しません。

● 環境配慮事項

市町が促進区域の設定や促進事業の認定を行うに当たっての留意事項と、留意する際に収集すべき情報及びその収集方法を、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定めるものです。

※農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。

・以上の内容を「気候変動対策推進計画」の別冊として策定し、必要に応じて見直しします。

図2 県基準（案）のイメージ図

県域

国基準：促進区域に含めてはいけない区域

【自然環境保全法】原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
 【自然公園法】国立公園又は国定公園のうち特別保護地区、第1種特別地域
 【鳥獣保護管理法】国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
 【種の保存法】生息地等保護区のうち管理地区

県基準：促進区域に含めてはいけない区域（案）

【土砂災害防止法】土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
 【都市緑地法】特別緑地保全地区、緑地保全地域
 【文化財保護法】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
 【文化財保護条例】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
 【自然公園条例】県立自然公園（特別地域・普通地域）
 【自然環境保全条例】自然環境保全地域
 (特別地域・普通地域、緑地環境保全地域)

【鳥獣保護法】県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
 【森林法】保安林、保安施設地区
 【農地法・農振法】農用区域、甲種農地、第1種農地
 【河川法】河川区域、河川予定地
 【とちぎふるさと街道景観条例】街道景観形成地区
 【都市計画法】風致地区
 【景観法】景観形成重点地区

促進区域に設定不可

国基準：慎重な検討を要する区域

【自然公園法】第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
 【砂防法】砂防指定地
 【地すべり等防止法】地すべり防止区域
 【急傾斜地法】急傾斜地崩壊危険区域
 【森林法】保安林（環境の保全に関するもの）

【種の保存法】生息地等保護区のうち監視地区

県基準：慎重な検討を要する区域（案）

【森林法】地域森林計画対象民有林
 【農地法・農振法】第2種農地、第3種農地
 【河川法】河川保全区域
 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地

環境配慮事項に留意した上、促進区域に設定可

環境配慮事項の一例

太陽光/風力発電施設の環境配慮事項

〈留意事項〉 **発電施設の設置に伴う開発等が防災対策に影響を及ぼさず、発電施設が原因となって災害が誘発・助長されないよう対策を講じること**

〈収集すべき情報〉 砂防指定地、地すべり防止区域 (ほか)
 〈収集方法〉 とちぎ土砂災害警戒区域マップ (ほか)

全種類の発電施設の環境配慮事項

〈留意事項〉 発電施設設置場所が鳥獣保護区及び生息地等保護区内または隣接する場合、事業に先立ち注目すべき種の生息情報を調査し、保全に必要な措置を講じること
 〈収集すべき情報〉 鳥獣保護区、生息地等保護区 (ほか)
 〈収集方法〉 栃木県HP「鳥獣保護区等位置図」 (ほか)